

平成 28 年度業績評価指摘事項の平成 30 年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	30 年度事業計画関連部分 <small>(斜体の記述は計画に記載はないが、30 年度の取組を記載)</small>
1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	<p>■ 審議会への参加や地方公共団体との協定締結などの成果は認めるものの、参加するだけでなく事業主や被保険者の意見をどの程度発信しているかが重要である。引き続き、保険者機能の発揮による総合的な取組の推進に積極的に取り組まれない。</p>	<p>○ (2) 戦略的保険者機能関係⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの診療行為別標準化レセプト出現比 (SCR) を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。 ・ 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ・ 医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。
(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	<p>■ 地域医療に係る各種審議会等への参画は評価すべき点であるが、今後、予測される医療に関する多くの問題点の洗い出しと対策に向けてさらに議論を深めていくとともに、審議会等において医療保険者としての協会けんぽの主張を明確に示し、医療費適正化対策が適切なものとなるよう、積極的な取組を進められたい。</p> <p>また、インセンティブ制度の導入に向けては、</p>	<p>○ (2) 戦略的保険者機能関係⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの診療行為別標準化レセプト出現比 (SCR) を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。 ・ 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ・ 医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。

	今後実施する試行事業も踏まえ、運営委員会で更に議論を深められたい。	○(2) 戦略的保険者機能関係⑤ <ul style="list-style-type: none"> 新たに平成30年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行うとともに、初年度の実施結果を迅速に検証してその後の検討につなげる。
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	■国が掲げる目標(32年度末までのなるべく早い時期に使用割合80%)の達成に向けて、地域間の格差の要因分析と問題点の整理を行い、支部間格差を是正するよう取組を進める必要がある。	○(2) 戦略的保険者機能関係④ <ul style="list-style-type: none"> 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため各支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目してマンパワーを重点配分する。
(4) 地域医療への関与	■引き続き、各支部の都道府県の各審議会等への参画を進めるとともに、各支部が加入者や事業主の立場から、より具体的な主張を示していけるよう、本部・支部一体となった取組を進められたい。	○(2) 戦略的保険者機能関係⑦ <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの診療行為別標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。
(5) 調査研究の推進等	■今後とも、医療費の統計分析研修の開催などにより、健診・レセプトデータ等を効果的に活用できる人材の育成を継続的に進めるとともに、その充実を図られたい。	○(3) 組織体制関係③ <ul style="list-style-type: none"> OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。

<p>(6) 広報の推進</p>	<p>■協会の保険料率の中長期的なあり方や見通し、活動の実態等をより広く周知するため、特に若い方々に対する周知を積極的に行い、若い世代の関心や将来の社会保険の仕組みに対する理解を得られるようにするなど、一層の取組の充実を図られたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの改善を踏まえた広報計画の検討を行う。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情提供実施する。
<p>(7) 的確な財政運営</p>	<p>■引き続き、経済情勢や医療費の動向について、中長期的な視点も含めて慎重に分析の上、適切な財政運営に努められたい。</p>	<p>○30年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
<p>2. 健康保険給付等 (1) サービス向上のための取組み</p>	<p>■お客様からの苦情の分析が最も重要であることから、苦情の中から問題を見極めて解決することにより、より満足度のあるサービスを継続されたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受から支まで標準期間(サービスタンド:10日間)を遵守する。
<p>(2) 高額療養費制度の周知</p>	<p>■今後とも、高額療養費の現物給付化の取組を一層進められたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
<p>(3) 窓口サービスの展開</p>	<p>■今後も、年金事務所窓口の廃止・縮小については、事業主や被保険者等の意見を聞き、慎重に進める必要がある。</p>	<p>○30年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。
<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>	<p>■今後も事業主への協力を要請していく上で、どの程度の効果があったのかを事業主にフィード</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者資格の確認対象事業所から回答率を高めるため、

	<p>バックしていくことが重要である。</p> <p>今後、再確認の対象件数が更に増加し、難しいケースも多くなると予想されることから、日本年金機構との連携を更に強化するとともに、事業主の理解と協力を得るための取組の強化に努められたい。</p>	<p>未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。</p>
<p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p>	<p>■引き続き、文書照会や適正な保険証の使用についての広報を実施するとともに、是正された件数などで文書照会の効果を具体的に測り、その成果を積極的にアピールするなどの広報活動も強化されたい。</p> <p>また、加入者が柔道整復施術療養費の不正請求を承知でマッサージ代わりに利用するような不正を減少させるためには、徹底した情報の収集と調査が必要であることから、これらをアウトソーシングも含め効率的に行うよう検討を進められたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
<p>(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p>	<p>■引き続き、立ち入り検査や審査の強化を行い、不正請求の防止に努められたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係①</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院が

		らの指摘も踏まえ、確実に実施する。
(7) 海外療養費支給申請における重点審査	■審査体制の集約化が不正請求の防止に与える効果の分析も進めつつ、引き続き、不正請求の防止に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係① <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院から指摘も踏まえ、確実に実施する。
(8) 効果的なレセプト点検の推進	■引き続き、点検スキルの向上や競争意識の醸成によりレセプト点検の充実、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係② <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進するとともに、新たな点検ノウハウの習得等を目的とした内容点検の外注化を進める。
(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化	■保険証の回収率は96～97%であるが、約20万枚の保険証が未回収であるということを深刻に受けとめる必要がある。また、保険証の回収には事業主との連携が最も重要であることから、保険証の早期回収の成果を事業主に報告するなどにより、事業主の意識向上と協力が一層得られるよう、引き続き工夫を凝らした回収に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係④ <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 発生した債権の早期回収に取り組むとも、保険者間調整及び法的手続きの積極な実施により、返納金債権回収率向上を図る。
(10) 積極的な債権管理回収業務の推進	■引き続き、更なる法的知識の習得と損害保険会社との連携を積み重ね、回収率の向上に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係④ <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底す

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	<p>■引き続き、健康保険に対する委員の理解を深めていくとともに、協会けんぽの保健事業を活用して職場の健康づくりを推進している事例やその効果などを健康保険委員を通じて周知・普及するなど、内容面での更なる充実を図られたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報分野におけるPDCAサイクルを適切回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの改善を踏まえた広報計画の検討を行う。 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情提供実施する。
<p>3. 保健事業</p> <p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進</p>	<p>■各支部の目標値に大きな格差がみられることから、目標値の低い支部における状況に対応した取組の強化を図られたい。なお、パイロット事業については、効果に着目して、取組の普及を進められたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。 支部からの提案を待つだけでなく、本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業を導入する。
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	<p>■特定健診・特定保健指導の実施率については、年間の目標数値には至っていないが、前年より前進したことを認める。今後は、適用拡大や適用促進の効果もあって対象者数が引き続き増加していくことも考えられるため、特定健診実施率や事業者健診データの取得率、特定保健指導実施率の向上に向けて、実施体制の強化に取り組まれたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係② i)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率等が低迷している支部の底上げを図るための調査研究を行い、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国に対する働きかけを行う。 <p>○(2) 戦略的保険者機能関係② ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初

	<p>また、新規の加入者に対しては、協会けんぽの事業そのものを説明するよい機会と捉えて、徹底して更なる周知に取り組まれない。</p>	<p>回面談の分割実施」ができるよう健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しを契機として、新たな特定保健指導の手法の検討など、これまでの延長線上にない対策を検討する。</p>
<p>(3) 各種業務の展開</p>	<p>■引き続き、事業主から被保険者に対し、特定健診を積極的に受診するよう求める内容の周知広報の充実、重複・頻回受診者、重複投薬者の減少を徹底する広報の実施などの取組を進められたい。</p> <p>また、協会の業務を通じて、加入者や事業主の協力による医療費の削減効果等を具体的に数値で示すなど、加入者や事業主に周知することで、社会保険制度の理解を深めることが必要である。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所単位での健康・医療データ提供については、ヘルスケア通信簿などの見える化ツールの標準化のため検討を行うとともに、健康宣言事業の基準の標準化に向けて、有識者を交えた検討会を実施する ・ 個人単位の健康・医療データ提供については、国における検討状況も踏まえながら、保険者として先行実施が可能な部分がないかなど、戦略的な検討を行う。

II 船員保険

目	指摘事項	30年度事業計画関連部分
<p>1. 保険運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p>	<p>■引き続き、データヘルス計画3年目の取組を確実に実施されたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期船員保険データヘルス計画(27年度~29年度)の結果を踏まえ、PDCAサイクルを強化するとともに、船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画を着実に実施する。 ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。
<p>(2) 情報提供・広報の充実</p>	<p>■今後は、喫煙率が高いことへの対策の強化やジェネリック医薬品の使用率の向上に向けた更なる広報の充実に努められたい。</p> <p>なお、被保険者数5万人に対して、メールマガジン会員数は495人と少なく、また、ホームページへのアクセス件数が減少していることから、内容の充実等について検討されたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係①iv)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙者に対しては、禁煙支援に関する情報提供を行うとともに、禁煙支援の具体的な方法について整理、検討する。 <p>○(2) 戦略的保険者機能関係②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。 <p>○(2) 戦略的保険者機能関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化

		<p>する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続し、通知対象者の一層の拡大を図る。</p>
<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>■引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。また、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する際、保険証の適正な使用方法や健診実施率など、様々な情報を併せて提供することについて検討されたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続し、通知対象者の一層の拡大を図る。
<p>(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保</p>	<p>■引き続き、船員保険の中期的収支見通しも踏まえ、保健事業や医療費適正化による安定的な財政運営に努められたい。</p>	<p>○30年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
<p>1. 船員保険給付等の円滑な実施 (1) サービス向上のための取組み</p>	<p>■今後もサービスの一層の充実に努められたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
<p>(2) 高額療養費制度の周知</p>	<p>■引き続き、限度額適用認定証の利用促進や高額療養費の申請勧奨を実施し、現物給付化による窓</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用

	口負担の軽減を図るとともに、今後は、高額療養費の申請勧奨をした効果についての分析も行われたい。	をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
(3) 制度改正の周知	■今後も更なるサービス向上に努められたい。	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。 ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有等に「船員保険通信」を送付する。 ・ 関係団体の協力を得て、船員機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。 ・ 平成30年8月に実施される70歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。
(4) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給	■今後も引き続き、被保険者の立場に立って事務手続きの円滑化に努められたい。	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供

付等の申請勧奨		を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。
(5) 保険給付等の業務の適正な実施	■柔道整復施術療養費についての問題点を健康保険と共有しながら、保険制度の本来のあり方を加入者に周知徹底することにより、適正な保険証の使用を徹底するとともに、不正請求を防止するため審査の強化を図られたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係③ ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
(6) レセプト点検の効果的な推進	■引き続き、査定効果額が伸びるよう点検技術の向上を図られたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係② ・東京支部との連携の下、資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。
(7) 被扶養者資格の再確認	■引き続き、被扶養者状況リストの提出率100%を目指して、徹底して調査を行われたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑧ ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。
(8) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制および早期回収	■繰越額が年々増加していることから、より一層の回収率の向上を図られたい。また、離職後の経過時間が長くなれば回収率が落ちることが明らかであることから、資格喪失日から催告までの期間短縮について検討されたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係④ ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。 ・不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ

<p>2. 保健事業の推進、強化 (1) 保健事業の効果的な推進</p>	<p>■ 今後は、各健康課題に応じた対応も必要であり、その取組内容、結果の蓄積による効果のパターン化を検討する必要がある。</p>	<p>確実な回収に努める。</p> <p>○ (2) 戦略的保険者機能関係①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期船員保険データヘルス計画(27年度～29年度)の結果を踏まえ、PDCAサイクルを強化するとともに、船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画を着実に実施する。 ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。
<p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化</p>	<p>■ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率が4項目ともに目標を達成できていない状況を改善できるよう、引き続き、実施率の向上に努められたい。</p>	<p>○ (2) 戦略的保険者機能関係① i)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を実施する。 ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として追加する。 ・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。 ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

		<p>○（２）戦略的保険者機能関係① ii）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。
<p>（３）加入者の健康増進等を図るための取組みの推進</p>	<p>■今後も引き続き、出前講座の開催などによる啓発活動その他の取組を継続し、加入者の健康増進等を図るための取組の推進に努められたい。</p>	<p>○（２）戦略的保険者機能関係① iv）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病等のリスクがある方に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施する。 ・ 喫煙者に対しては、禁煙支援に関する情報提供を行うとともに、禁煙支援の具体的な方法について整理、検討する。 ・ 船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。 ・ 若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。 ・ 船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。
<p>4. 福祉事業の着実な実施</p>	<p>■広報誌等により、利用者数の増加に向けた広報活動を行ったことで、保養事業及び契約保養施設</p>	<p>○（１）基盤的保険者機能関係⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及

	<p>利用補助事業の利用者数は増加しているが、施設の有効活用のためにも一層の利用促進を図りたい。</p>	<p>び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。
--	--	---

Ⅲ 組織運営及び業務改革

評価項目	指摘事項	30年度事業計画関連部分
<p>1. 組織運営及び業務改革 (1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p>	<p>■今後、地域における被用者保険の保険者としての役割がますます重要となり、本部と支部との連携強化が必要であることから、支部の意見を反映しながら適切な運営に努めるとともに、様々な業務において、地域間格差を解消して平準化を図られたい。</p> <p>また、マイナンバー制度の導入でセキュリティ対策もますます厳しくなっていることから、個人情報保護や業務全体の中でインシデントが発生しないよう、更なる職員の意識改善に努められたい。</p>	<p>○(3) 組織体制関係①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準人員に基づく人員配置を実施していく。また、業務処理のあり方の見直しに伴う生産性の向上も見据え、標準人員のあり方を検証する。 <p>○(3) 組織体制関係⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
<p>(2) 人材育成の推進</p>	<p>■研修受講率がおおむね100%であることは認めるが、受講率が低い研修もあるため受講率100%を目標に、引き続き、各種研修の充実を図るとともに、評価者に対する研修も繰り返し行うなどにより、公平な評価の実施を図られたい。</p> <p>また、人事制度と同様に、これまでの人材育成の取組が、職員にどのような効果をもたらしたの</p>	<p>○(3) 組織体制関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。

	か検証しながら、取組を進めていくことが必要である。	
(3) 業務改革・改善の推進	<p>■今後とも、企画部門への人員の配置転換による新しいアイデアの創出などにより、更なる業務改善に取り組まれない。</p> <p>なお、全国規模での人事異動があることから、業務フローや審査手順の標準化を徹底し、引き続き事務処理誤りの削減を図られたい。</p>	<p>○(3) 組織体制関係①</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準人員に基づく人員配置を実施していく。また、業務処理のあり方の見直しに伴う生産性の向上も見据え、標準人員のあり方を検証する。 <p>○基本方針(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。
(4) 経費の節減等の推進	<p>■引き続き、経費節減に取り組まれない。</p>	<p>○(3) 組織体制関係⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。
<p>2. その他</p> <p>(1) 事業主との連携・連携強化への取組み</p>	<p>■特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けては、中小企業など事業所における「就業上の配慮」の普及が欠かせないことから、引き続き、事業主への働きかけを継続されたい。</p> <p>現在は事業所カルテなどにより各事業所の課題や相違を診断することが中心であるが、今後はデータヘルスの取組の実施により、健康課題を持</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係②iv)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 事業所単位での健康・医療データの提供については、ヘルスケア通信簿などの見える化ツールの標準化のための検討

	<p>つ人がそれぞれどのような取組で改善したかという効果のパターン化を検討する必要がある。</p> <p>効果のパターン化などについて自治体と協力した広報を行うとともに、コラボヘルスの効果検証を行う必要がある。</p>	<p>を行うとともに、健康宣言事業の基準の標準化に向けて、有識者を交えた検討会を実施する。</p>
--	---	---